



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 9 9 号 令和 7 年 3 月 7 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 0 1 の 2	漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えている場合に該当しなくなったと認める件	漁業管理調整課

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用政策課

徳島県告示等公告式規程（平成二十年徳島県告示第二百一十一号）第二条第二項ただし書の規定により、令和七年徳島県告示第百一号の二を、令和七年三月三日午後四時三十分、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県告示第百一号の二

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第一項の規定による徳島県資源管理方針において定める徳島県漁船漁業に係るくろまぐろ（三十キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁獲量の総量が、令和六管理年度において同法第十六条第一項の規定により定めた知事管理漁獲可能量を超えている場合に該当しなくなったと認めるため、徳島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和二年徳島県規則第百一号）第二条第三項の規定により告示する。

令和七年三月三日

徳島県知事 後藤田 正 純

公 告

徳島健康生活協同組合職員労働組合から二〇二五年春闘の要求に関して令和七年三月十一日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島市下助任町四丁目九番地

徳島健康生協本部

徳島市下助任町四丁目九番地

徳島健康生協健康づくり事業部

徳島市下助任町四丁目九番地

徳島健生病院

三好市井川町吉岡一二七二

健生西部診療所

阿南市津乃峰町新浜一二

健生阿南診療所

板野郡北島町中村字東開一四一

健生きたじまクリニック

名西郡石井町高川原字高川原二二五五番

健生石井クリニック

徳島市北前川町五丁目一〇

健生歯科

鳴門市撫養町木津字西小沖七三二二

健生歯科なると

徳島市吉野本町六丁目三〇四

健生在宅ケアセンター

徳島市吉野本町六丁目三〇四

健生さわやか在宅介護支援センター

徳島市吉野本町六丁目三〇四

とくしま健生ヘルパーステーション

徳島市吉野本町六丁目三〇四

とくしま健生デイサービスセンター

徳島市下助任町四丁目九番地

健生かがやき在宅介護支援センター

名西郡石井町高川原字高川原二二五五番

健生石井老健うぐいす

徳島市下助任町四丁目九番地

とくしま健生訪問看護ステーション

三好市井川町吉岡一六一

西部健生訪問看護ステーション

三好市山城町大川持字中ハシ五八三・四

山城健生訪問看護ステーション

三好市池田町サラダ一八七七・一

健生西部デイサービスなでしこ